



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 日本ペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 健二
(コード番号：4612 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長
赤木 勤
(TEL 06-6455-9141)

アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)に係る持分譲渡契約の締結等に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 3 日付「Wuthelam グループとの協業関係深化に向けた戦略的提携に関する基本合意書の締結、アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(平成 26 年 2 月 5 日付、平成 26 年 2 月 25 日付及び平成 26 年 3 月 25 日付で一部訂正済)において公表いたしましたとおり、平成 26 年 2 月 3 日開催の取締役会を経て、同日付で、Wuthelam Holdings Ltd.(以下「Wuthelam 社」といいます。)及びその代表者である Goh Hup Jin 氏(以下、総称して「Wuthelam 社ら」といいます。)との間で、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社の持分取得を通じた当社によるマジョリティ化(以下「本合弁会社持分取得」といいます。)を含む、アジア地域の合弁会社の出資比率の見直し等を行うことに向けた方針について合意するとともに、Wuthelam 社の 100%子会社である Nipsea International Limited を割当先とした第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行うことを合意し、これらの提携(以下「本提携」といいます。)に関し、戦略的提携に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結しております。

この度、当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、本合弁会社持分取得に係る持分譲渡契約(以下「本持分譲渡契約」といいます。)の締結を決議し、同日付で本持分譲渡契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、Wuthelam 社らと協議の上、Wuthelam 社らが、当社の株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引によって追加で取得し又は取得させることに関する取扱いを変更するに至りましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本持分譲渡契約の締結

当社は、予定しておりましたとおり、本基本合意書締結後に一定の範囲内において本合弁会社持分取得により当社が取得する各合弁会社に関する確認的なデュー・デリジェンス調査を実施し、その結果を踏まえて平成 26 年 5 月 9 日付で本持分譲渡契約を締結いたしました。

本持分譲渡契約の締結に伴い、本合弁会社持分取得により当社が取得する各合弁会社の持分の対価の額が、以下のとおり決定されました。

名 称	対 価
Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	77,000百万円
Nippon Paint (China) Co., Ltd.	3,700百万円
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.	4,400百万円
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.	2,400百万円
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	2,586百万円
Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.	3,000百万円
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.	10,200百万円
Nipsea Technologies Pte. Ltd.	14百万円

Ⅱ. Wuthelam 社らが、当社の株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引によって追加で取得し又は取得させることに関する取扱いの変更

当社は、本基本合意書締結日時点においては、Wuthelam 社らが、本第三者割当増資の実行日からその後2年間が経過する日までの期間に限り、自ら又は Wuthelam グループ等 (Wuthelam 社ら又は Wuthelam 社の子会社及び Wuthelam 社らが実質的に支配する者の総称をいいます。以下同じです。) をして、本第三者割当増資実施後における株式数を前提として、Wuthelam 社ら及び Wuthelam グループ等の保有する当社株式の当社の発行済株式総数に対する割合が 39.0%を超えない限度において、当社の株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引によって追加で取得し又は取得させるという意向を有していることを承知しており、当社としても、Wuthelam 社らが、その限度で、当社の株式を追加的に取得することについては了承しておりました。

他方で、その後、当社は、本提携によるシナジーを早期に実現すること等を勘案し、Wuthelam 社らと協議の上、本日付で、当初許容していた追加取得の期間を早め、本日からその後2年間が経過する日までの期間に限り、当社株式の当社の発行済株式総数に対する割合が 39.0%を超えない限度において、Wuthelam 社らが、当社の株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引によって追加で取得し又は取得させることを許容することといたしました。

もっとも、Wuthelam 社らが保有する当社の株式の議決権割合が当社の成長により将来的に低下していくことはあり得るところです。

また、当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 182 回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 185 回定時株主総会及び平成 25 年 6 月 27 日開催の第 188 回定時株主総会においてこれを継続しておりますが、本基本合意書において合意された本第三者割当増資及び上記の Wuthelam グループによる当社株式の取得については、本基本合意書締結日及び本日開催の当社取締役会においてこれに同意し、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

Ⅲ. 今後の見通し

本合弁会社持分取得による連結業績への具体的影響額につきましては、追って確定次第速やかに開示いたします。

以 上